

川崎市職員提案審査委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市職員提案規程（昭和39年川崎市訓令第1号。以下「規程」という。）第11条の規定に基づき、職員提案の審査等を行うため、川崎市職員提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）の設置及び運営について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規程で使用する用語の例による。

(審査委員会)

第3条 提案の審査等を処理するため、審査委員会を設置する。

2 審査委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 提案の審査
- (2) 提案の実施及び実施課
- (3) 実施課からの報告受理

3 審査委員会の委員長は、総務局長をもって充てる。

4 審査委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 総務局人事部長
- (2) 総務局職員研修所長
- (3) 総務局行財政改革室長
- (4) 総合企画局都市経営部長
- (5) 総合企画局自治政策部長
- (6) 財政局財政部長
- (7) 市民・こども局シティセールス・広報室長
- (8) その他、委員長が必要と認める者

5 審査委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

6 審査委員会において審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

7 審査委員会の事務局は、総務局行財政改革推進室において処理する。

8 前各号に定めるもののほか、審査委員会の運営について必要な事項は、委員長が審査委員会に諮って定める。

(局職員提案審査委員会)

第4条 川崎市事務分掌条例（昭和38年川崎市条例第32号）第1条に規定する局、同条例第2条の規定により設置された本部、市民オンブズマン事務局、会計室、区役所、水道局、交通局、病院局、消防局、教育委員会事務局

、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局及び議会事務局（以下「各局」という。）ごとに、各局が担当する提案の審査等処理するため、各局の名を冠した局職員提案審査委員会（以下「局委員会」という。）を置く。

- 2 局委員会は、委員長、委員をもって組織する。
- 3 委員長は当該各局の庶務担当部長をもって充てる。
- 4 委員は、当該各局の部長（庶務担当部長を除く。）並びに庶務担当課長及び企画担当課長をもって充てる。

（審査基準）

第5条 第3条第2項第1号に定める審査に当たっての審査基準は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 審査の基準は様式第1の定めるところによる。ただし、規程第2条第2項に基づき提案を募集する場合は、別に様式を定めることができる。
- (2) 提案の審査は、審査委員が評定した評定要素ごとの点数を合計し、それぞれ審査した委員の数で除して得た評定要素ごとの点数を合計した評定点数によって行う。
- (3) 規程第8条第2項に規定する優秀と認められた提案とは、12点以上のものとする。

（審査結果の通知）

第6条 委員会における審査結果については、様式第2により提案者に通知するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 川崎市職員の提案審査基準を定める要綱及び川崎市行政事務改善委員会は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。